－11月10日
1． 10 月分源泉所得税•住民税の特別徴収税額の納付
－11月15日
2．所得税の予定納税額の減額申請
－1月30日
3．所得税の予定納税額の納付（第 2 期分）
4．特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
5．9月決算法人の確定申告く法人税•消費税•地方消費税 －法人事業税•（法人事業所税）•法人住民税＞
6．3月，6月，9月，12月決算法人•個人事業者の3月 ごとの期間短縮に係る確定申告〈消费税•地方消費税〉

7．法人•個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消费税〉
8． 3 月決算法人の中間申告く法人税•消費税•地方消費税 －法人事業税•法人住民税〉（半期分）

9．消費税の年税額が 400 万円超の 3 月， 6 月， 12 月決算法人•個人事業者の 3 月ごとの中間申告く消費税•地方消费税〉
10．消費税の年税額が 4，800万円超の8月，9月決算法人を除く法人•個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2加月分）〈消費税•地方消費税〉


 © $9+$ त

































|  |  |
| :---: | :---: |
| 【インボイス制度導入に向けた課題】 |  |
| そもそも制度が複雑でよく分からない $\square 47.2 \%$ |  |
| 発行する請求䓀等の徢式変更 $\square 35.5 \%$ |  |
| 仕入先がインボイス登録事業者が確認 $\square 26.0 \%$ |  |
| 受け取つた請求書のインボイス要件碓認 $\longrightarrow 19.7$ |  |
| システムの入替•改修コスト |  |
| 仕入先からインポイスが買えない場合，納称㪇か增加 |  |
| 消費棁を納付しなければならなくなる | （日本商工会議所の実態調查より拨粋） |
|  |  |

